

介護サービス事業者の事業運営の効率化について

1. これまでの対応

- 介護サービスの質を維持・向上させるには、介護サービス事業の安定的かつ効率的な経営が不可欠。
- しかしながら、介護事業の運営上、
 - ・ 書類作成や事務に係る負担が大きい
 - ・ 人員配置基準が業務の実態に即したものとなっていない等の課題が指摘されている。
- このため、まず事務負担の見直しについて、事業者団体等の意見を踏まえ、事務手続き・書類等の削減・簡素化しても必要な情報を得られるものについて見直しを行い、本年8月以降順次実施したところ。

介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて(概要)

1. 他の事務手続き・書類と重複しているため代替するもの

8種類、延べ19サービスの申請書、加算の書類等について、他の書類等で代替する。

2. 様式や項目を削減・簡素化するもの

6種類、延べ16サービスの指定申請書、サービス計画等について、様式の削減・廃止、重複している項目の削除を行う。

3. 事務手続・書類作成の頻度の見直し

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び施設における各種委員会等について、運用を弾力化することにより、開催頻度を減らす。(社会保障審議会介護給付費分科会諮問・答申事項)

※ 1～3の検討方針については、各自治体に示し、各自治体においても適切な介護サービスの提供の確保に支障を来たすことのないよう考慮した上で、削減・簡素化の見直しを行うよう要請している。

4. 施行

平成20年8月1日施行。運営基準の改正を伴うものは介護給付費分科会の答申を経て同年9月1日施行。

2. これまでの議論の状況

(1) 人員配置基準の見直し

○ 介護サービス事業者の事業運営の効率化及び人材確保を図る観点等から、これまでのところ、以下の人員配置基準について議論が行われた。

- ① 訪問介護事業所のサービス提供責任者：常勤要件を一定程度緩和
- ② 夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター：資格要件を一定の範囲内で緩和
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所の夜勤体制：宿泊サービス利用者がいない場合の要件緩和

事項	現行の基準・要件
訪問介護のサービス提供責任者	サービス提供時間450時間又は訪問介護員等の数10人ごとに常勤の者1以上
夜間対応型訪問介護のオペレーター	看護師、介護福祉士、医師、保健師又は社会福祉士である者1以上
小規模多機能型居宅介護の夜間職員配置	1以上

○ これらのほかにも、事業運営の効率化等の観点から、人員配置基準の見直しを検討してはどうか。

- (例)・介護老人保健施設の支援相談員(入所者100人ごとに常勤の者1以上を配置)
・通所リハビリテーションのPT、OT、ST、看護職員又は介護職員(単位(利用者20人以内)ごとに常勤の者2以上)

(2) 事務負担の見直し

更なる事務負担の見直しについても、具体的な提案を踏まえ、随時、検討し実施することとしている。